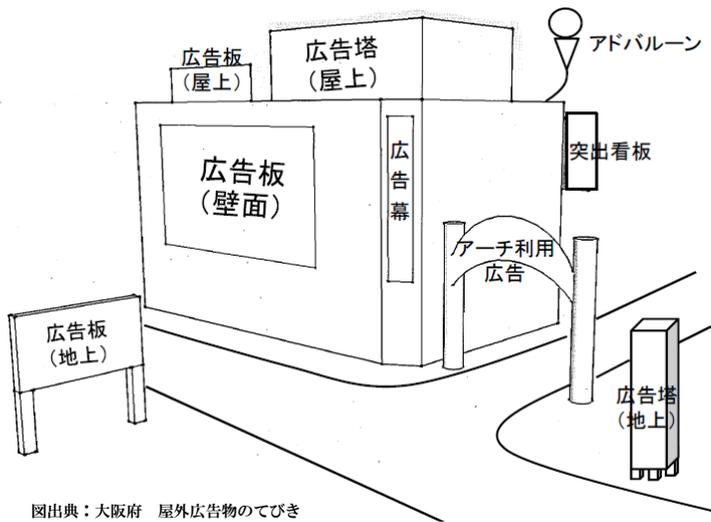


屋外広告物掲出には許可が必要です！

- 岸和田市内で、屋外広告物の掲出する際は、大阪府屋外広告物条例に基づく広告物の許可が必要です。
- 一般的な広告板、広告塔等であれば許可日より2年間有効となり、引き続き掲出する場合は継続許可申請が必要です。
- 歩道柵や街路樹等の公共物は掲出が規制されています。
- 幹線道路沿い、掲出区域によっては表示方法等の制限を受けますのでご注意ください。

屋外広告物の例



図出典：大阪府 屋外広告物のてびき

許可が必要な広告物

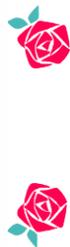
常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物は許可が必要です。

内容として、商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など公衆に宣伝、広報するものも含まれます。

※規制を受けない広告物
合計7㎡以内の自家用広告物、公共上やむを得ないもの、冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの等

※違法掲出は処罰等の対象になりますのでご注意ください。

大阪府屋外広告物条例に違反して屋外広告物を掲出したときは簡易除却、社名等の公表、刑事罰の措置を講じる場合があります。



岸和田市の美しい
景観づくりにご協力ください！



詳しくは、
岸和田市役所まちづくり推進部
都市計画課景観担当まで！
TEL:072-423-9505
E-mail:tokei@city.kishiwada.osaka.jp

岸和田市屋外広告物

検索



© JCI Kishiwada 2011

許可申請書や手続き方法については市公式HPにて掲載しております。
<http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/44/okugaikoukokubutu.html>

屋外広告物の所有者等には管理義務があります

屋外広告物は時間の経過とともに、日差しや雨露、風等にさらされ、腐食や劣化が進んでいます。適正な管理を怠っていると、落下や倒壊などにより人々の生命や財産を奪いかねない重大な事故が発生する可能性があります。広告物の掲出者の信頼喪失と、賠償責任を問われる場合があります。

危険な広告物の例



側板底部が腐食、破損



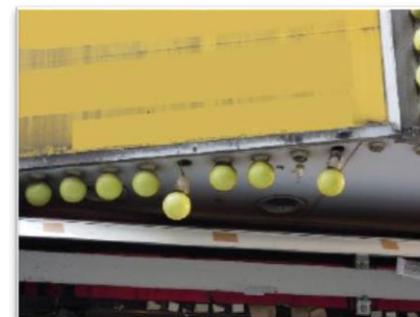
ポールの根腐れによる破断



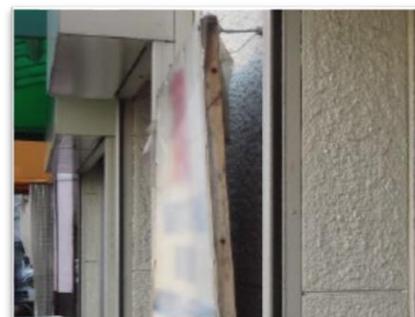
看板基礎部のひび割れ



鉄骨接合部の腐食



照明装置の破損、漏水



壁面取付け部の異常

出典：屋外広告物適正化推進委員会 看板の安全管理ガイドブックより

外見は美しく、頑丈そうに見えても、内部が腐食していることもありますので、定期的な安全点検と適切な安全管理を行ってください。

また、台風や地震などの自然災害の後には、速やかに点検を実施してください。

定期的な安全点検について

- 屋外広告物の所有者や占有者、設置者及び管理者は、良好な状態を保持するよう管理義務があります。
- 日頃から屋外広告物の安全管理に留意し、サビや破損等の劣化が見られたら早期に対処してください。
- 屋外広告士など有資格者による安全点検を定期的に行い、異常を発見した場合は速やかに撤去、改修等の対応をしてください。
- 日常の管理と定期的な安全点検を行うことで、屋外広告物の危険箇所を早期に発見し、事故予防と改修費用の軽減につながります。



国土交通省HPよりダウンロードして下さい

屋外広告物の表示・掲出には許可が必要です。

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物は許可が必要です。また、許可期間の2年(簡易広告物を除く)を満了後も引き続き表示・掲出する場合は、継続許可が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。